

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本業務は、名古屋圏における移住希望者や交流希望者等を対象に、岐阜県の魅力を広く発信し、本県への移住定住を促進するため、名古屋市内に本県の総合移住相談窓口を設置し、積極的な情報発信と相談業務を一体的に行うものである。そのため、専門知識・相談対応能力を有する者を配置する必要がある。 また、情報発信については、県産品販売や観光案内と併せて実施することで、相乗効果が期待できる。そのため、名古屋圏における各種施策の展開として、農産物を中心とした県産品販売・観光・移住の3分野が連携した「ギフトプレミアム」を平成31年4月から設置・運営しており、本センターについても物販や観光案内等と併せた一体的な運営を行う必要がある。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 「岐阜県情報発信拠点運営事業共同体 共同代表 株式会社オマージュ」は、令和6年4月1日から令和8年12月31日までのギフトプレミアムの設置・運営を受託している者である。本施設内において「岐阜県移住・交流センター」を物販や観光案内等と併せて一体的に運営するとともに、移住に関する専門知識やノウハウ、業務経験を基に、移住希望者に対して岐阜県の魅力発信、岐阜県への移住定住を促す適切な情報を提供することができる者は、当該事業者以外にはない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。